

令和6年（2024年）第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第1号

日時 令和6年（2024年）3月5日（火曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | | 町政執行方針 |
| 日程 6 | | 教育行政執行方針 |
| 日程 7 | 請願第 1号 | 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願 |
| 日程 8 | 発委第 1号 | 鹿追町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 3号 | 鹿追高等学校寄宿舎設置条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 4号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 5号 | 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 6号 | 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 | 議案第 7号 | 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 8号 | 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 15 | 議案第 9号 | 鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 16 | 議案第 10号 | 鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条 |

例の一部を改正する条例の制定について

- | | | | | |
|----|----|-----|-----|---|
| 日程 | 17 | 議案第 | 11号 | 鹿追町企業活性化推進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 18 | 議案第 | 12号 | 鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 19 | 議案第 | 13号 | 令和5年度(2023年度)鹿追町一般会計補正予算(第9号)について |
| 日程 | 20 | 議案第 | 14号 | 令和5年度(2023年度)鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程 | 21 | 議案第 | 15号 | 令和5年度(2023年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)について |
| 日程 | 22 | 議案第 | 16号 | 令和5年度(2023年度)鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程 | 23 | 議案第 | 17号 | 令和5年度(2023年度)鹿追町下水道特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程 | 24 | 議案第 | 18号 | 令和5年度(2023年度)鹿追町介護保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程 | 25 | 議案第 | 19号 | 令和5年度(2023年度)鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程 | 26 | 議案第 | 20号 | 令和6年度(2024年度)鹿追町一般会計予算について |
| 日程 | 27 | 議案第 | 21号 | 令和6年度(2024年度)鹿追町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程 | 28 | 議案第 | 22号 | 令和6年度(2024年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について |
| 日程 | 29 | 議案第 | 23号 | 令和6年度(2024年度)鹿追町簡易水道事業会計予算について |
| 日程 | 30 | 議案第 | 24号 | 令和6年度(2024年度)鹿追町下水道事業会計予算について |
| 日程 | 31 | 議案第 | 25号 | 令和6年度(2024年度)鹿追町介護保険特別会計予 |

算について

- 日程 32 議案第 26号 令和6年度（2024年度）鹿追町後期高齢者医療特別
会計予算について
- 日程 33 議案第 27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程 34 議案第 28号 第7期鹿追町総合計画「基本構想」の見直しについて
- 日程 35 議案第 29号 鹿追町道路線の廃止について
- 日程 36 議案第 30号 鹿追町道路線の認定について
- 日程 37 議案第 31号 鹿追町道路線の認定について
- 日程 38 同意第 1号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11人）

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 佐々木康人議員 | 2番 黒井 敦志議員 | 3番 金子 孝伸議員 |
| 4番 青砥 敏一議員 | 5番 山口 優子議員 | 6番 畑 久雄議員 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 安藤 幹夫議員 |
| 10番 清水 浩徳議員 | 11番 上嶋 和志議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
教育委員会教育長 渡 辺 雅 人
代表監査委員 野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 葛 西 浩 二
総務課財政担当課長 武 者 正 人

会 計 管 理 者	西 垣 慎 也
総務課主幹（消防署長）	内 海 卓 実
企 画 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	高 瀬 俊 一
子育て支援課長	米 澤 裕 恵
農 業 振 興 課 長	檜 山 敏 行
環境保全センター担当課長	城 石 賢 一
保 健 福 祉 課 長	富 樫 靖
保 健 福 祉 課 主 幹	佐 藤 裕 之
商 工 観 光 課 長	大 西 亮 一
建 設 水 道 課 長	大 上 朋 亮
ジオパーク推進課長	高 井 宏 行
瓜 幕 支 所 長	東 原 孝 博
国民健康保険病院事務長	渡 辺 弘 樹
総 務 課 長 補 佐	萩 生 田 訓 考
総 務 課 財 政 係 長	鎌 田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長	宇 井 直 樹
学 校 教 育 課 主 幹	天 野 健 治
社 会 教 育 課 長	平 山 宏 照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長	津 川 修
---------	-------

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	坂 井 克 巳
書 記	川 瀬 直 美

令和6年(2024年)3月5日(火曜日) 午前10時00分 開議

○議長(上嶋和志)

ただいまから、令和6年(2024年)第1回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

ここで御報告いたします。菊池輝夫農業委員会会長から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長(上嶋和志)

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番、金子孝伸議員、4番、青砥敏一議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長(上嶋和志)

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月22日までの18日間と決定いたしました。

日程3 諸般の報告

○議長(上嶋和志)

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から令和5年(2023年)11月分、12月分、令和6年(2024年)1月分の出納検査報告書が提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程4

行政報告

○議長（上嶋和志）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和6年（2024年）第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告を申し上げます。

2月1日ですけれども、バイオマス産業都市推進協議会主催のバイオマス関係7府省からの情報提供、そしてバイオマス産業都市の推進シンポジウムが東京都で開催されました。

バイオマス産業都市につきましては、制度発足から10年を過ぎまして、当初目標としていた全国100地域を現在超えております。さらに、この数を増やしていくことになるかと思えます。7府省というのは、農水省、経産省、環境省、総務省、文科省、国交省そして内閣府でございます。それぞれこのバイオマス関係の政策、新年度予算等々の情報提供をいただいたところであります。

その後、産業都市の推進シンポジウムで京都大学大学院経済学研究科の諸富先生に基調講演をいただきました。再エネによる地域振興には、何が重要かということで基調講演をいただきまして、福岡県宗像市のほうからは下水道関係事業、それから北海道の平取町からは、木質バイオマスセンターの取り組みの紹介、そして鹿追町からは再エネ活用のまちづくりでそれぞれ事例の報告をさせていただいた後、パネルディスカッションを行ったところであります。

このバイオマス産業都市については、毎年全国各地でこれらバイオマスの取り組みの視察研修を行っておりまして、令和6年度は北海道を視察し、家畜バイオの関係については本町の取り組み、それから木質バイオマスについては、先ほどお話した平取町の取り組みを全国の視察地ということで決定をしているということもあって、鹿追と平取、特にこれらの取り組みについて御紹介をさせていただいたところでございます。

次に2月6日ですけれども、企業版ふるさと納税の感謝状の贈呈式を町長室で行いました。この日は約20年前に国内生命保険会社として初めて持株会社、株式会社T&Dホールディングスを設立されて20周年ということもあって、持続可能な社会への貢献として、全国の地方公共団体の再エネ・脱炭素等の取り組みを中心にこのT&Dホールディングスさ

んは全国各地いろいろ調べていらっしやったようで、昨年の9月に担当者の方がわざわざ鹿追町にお越しをいただいて、本町のバイオガス、それから水素等の取り組みを大変熱心にお聞きいただいて、役員会等にかけて、本町に100万円の御寄附を昨年の10月にいただいたということもあって、今回感謝状を贈らせていただきました。当日は執行役員森恭弘やすひろ様がお越しいただき、感謝状を贈らせていただいたところであります。

私のほうからは多額の寄附に感謝申し上げるとともに、今後とも本町の取り組みに御協力等いただき、ぜひ長いお付き合いをさせていただきたいことを申し上げたところであります。

次に2月9日には、鹿追町営牧場の運営審議会を開催しております。この審議会につきまして、牧場運営の重要な事項について御相談をするという会でありまして、JA、農業委員会、酪農振興会、農業改良普及センターそれからNOSA Iの家畜診療所等々の皆さんの御参加をいただいて、今定例会に提案をさせていただきますけれども、鹿追町営牧場管理条例の一部改正、牧場使用料の引き上げという内容について諮問をさせていただいて、内容といたしましては、放牧期1頭1日について、264円から297円に33円引き上げ、舎飼期についても同様616円から649円これも33円の引き上げ。人工授精依頼分については1頭1回、2,640円から2,970円の330円へ引き上げをしたいという内容について諮問させていただき、諮問のとおり答申をいただいたところであります。審議会の会長には、木幡組合長さんにお勤めをいただいたところでございます。

次に2月16日、これも企業版ふるさと納税の感謝状贈呈式ということで、株式会社セコマ様よりふるさと納税をいただいたところでございます。セコマグループさんからは、本町には2度目ということでもあります。札幌の本社を訪問させていただき、感謝状を贈らせていただきました。

セコマグループ皆さん御存知のように、北海道を中心に1,000か所以上でセイコーマートを運営する企業でございまして、本町が進めるゼロカーボンの取り組み、あるいは農業、教育などのまちづくりについて意見交換させていただいたところでございます。

2月19日には、第9期鹿追町高齢者保健福祉計画介護保険事業計画の答申です。併せて鹿追町障がい者計画及び鹿追町障がい福祉計画並びに鹿追町障がい児童福祉計画これらの答申をいただいたところであります。

これらの審議会につきましては、社会福祉協議会の白川会長さんが委員長、民生児童委員協議会の会長の鈴木隆さんが副委員長ということで、それぞれ答申をいただいたところ

でございます。昨年10月にそれぞれ町のほうから諮問させていただいたということでございます。

特に、介護保険事業計画につきましては、令和6年（2024年）から3年間の保険料を、1号被保険者の保険料について、3年間のサービス量の見込み等々から現在の基準額6,200円から200円引き上げて6,400円とする旨の答申をいただいたところであります。

今定例会で御審議をいただきたいと思っております。

それから障がいの計画については、障がい者支援体制、あるいは障がい児それから必要な障がい福祉サービスを提供する基本的な考え方、目標、サービス料、体制等々を盛り込んだ内容となっているところでございます。

2月21日には、令和6年度（2024年度）の予算、報道発表をさせていただいたところであります。当初予算関係については、今定例会の予算審査特別委員会等々で御議論をいただくということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますけれども、2月23日、鹿追でほぼ全て撮影が行われた映画「おしゃべりな写真館」の帯広シネマ太陽ビルでの公開の初日ということもございまして、この日2回の上映だったのですが、1回目の上映前それから2回目の上映後ということで私も出席をさせていただいて、舞台挨拶をさせていただきました。

開会前の1回目は、主演の中原丈雄さん、藤監督さん、それから映画の中で出られていた中川和恵さん、この方は実は音更町出身でありまして、この方と3人で挨拶をさせていただきました。

新聞報道等でも出ておりますけれども、非常に好評ということで23日の公開から、満席の日が続いていてなかなか席が取れない日もあるということもございます。一応3月21日頃までの予定ということもございますので、ぜひ皆さんにも足を運んでいただければと思っております。

3月29日から札幌での上映も決定しているということもございます。少しでも多くの方に御覧いただき、北海道鹿追のことについて、ぜひ御覧いただければと思っています。

以上申し上げまして、行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これから行政報告に対する質疑を行います。

9番、安藤議員。

○9番（安藤幹夫）

簡単でよろしいのですが、1点お伺いをいたします。

2月8日、北海道の農業経済団体のトップの方が来庁されていますが、詳しい内容は必要ございませんが、情報交換等があったのか、なかったのかをお聞きいたします。

○議長（上嶋和志）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

この日はホクレンの橋本代表理事副会長です。令和5年（2023年）のビートの生産全般の関係です。作柄からまた次の6年度（2024年度）の見通し、全体的に予想より作付けが大幅に減ってしまったこと、それから非常に令和5年（2023年）産、病気等もあって、糖分がこれまでにないぐらい低かったというビート全般を巡る情勢について御報告をいただいたのと、これからの令和6年度（2024年度）以降の見通し等について、御報告等々のため、来庁されたということでございます。

○議長（上嶋和志）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

これで行政報告を終わります。

日程5

町政執行方針

○議長（上嶋和志）

日程5、町政執行方針を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和6年（2024年）第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行の方針を申し上げます。

町長として2期目の町政運営を任されてから、早くも2年目を迎えようとしております。この間、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、社会経済活動の正常化が進むとともに、町としてもウィズコロナの時代に向けて、各種の政策を進め、町民の皆様、議員の皆様の御理解と御協力をいただきながら、職員一丸となって町政の運営に努めてまいりました。

さて、昨年を振り返りますと、ウクライナ情勢に加えて中東情勢も緊迫化しており、原

油価格や物価の高騰、円安などに見舞われ、私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。

また、全国的に記録的な猛暑に見舞われ、本町においても例外ではなく、農作物等の生育において影響を及ぼし、公共施設においても、冷房設備の対策が必要となりました。

国立社会保障人口問題研究所の令和5年（2023年）における2050年人口推計も公表され、これまでも大きな課題である人口減少や少子高齢化の進行が浮き彫りになっており、本町を含め、地方を取り巻く環境は益々厳しいものとなっております。

移住・定住施策はもちろん、安心して住み続けることができる環境づくりに努め、人口減少に歯止めをかける対策を講じなければなりません。

私が掲げたまちづくり全般にわたる基本政策につきましても、その多くが進展していると考えておりますが、残された課題に対し、町民皆様の声に耳を傾け、町議会と常に対話を重ねながら進めてまいり所存でございますので、今後とも、皆様の御協力をお願い申し上げます。

以下、諸般について申し上げます。

当初予算及び財政状況について申し上げます。

令和6年度(2024年度)当初予算の規模は、一般会計が75億9,000万円で前年比10.3%、7億800万円の増、6特別会計を加えた全会計の総額は105億4,300万円で同10.8%、10億2,700万円の増となっております。

令和5年度（2023年度）当初予算は骨格予算であり、政策予算を追加した予算額で比較しますと、一般会計で1億2,000万円、1.6%の増、全体で4億1,900万円、4.1%の増となるものです。

主な要因としましては、カーボンニュートラル推進事業で1億4,400万円、教育支援と教育環境整備で1億700万円、防災・減災、生活環境の整備で8億3,100万円、地域経済を支える農業・商工業の振興で2億600万円などにより増加となりました。

歳入では、町税は農業所得などの動向を勘案し、前年度比0.5%増の8億6,100万円、地方交付税は、地方財政計画を勘案し、1.6%増の29億4,800万円、分担金及び負担金は道営農業農村整備事業分担金など28.7%増の3,300万円、国庫支出金は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や道路改良舗装事業、公営住宅等解体に伴う社会資本整備総合交付金が増加となり51.8%増の6億1,000万円、繰入金は、経常的経費の増加等により31.6%増の8億4,700万円、町債は、庁舎冷暖房設備整備事業や防災行政無線放送施設整備事業、道

路改良舗装事業などが増となり、110.8%増の3億1,000万円を計上しました。

歳出では、行財政改革の取り組みとして3年目となる「経常経費の枠配分方式」による予算編成を実施し、職員一人ひとりが中長期的視点に立ち、全ての町民が健康で快適かつ安心して生活を送れるよう、町政運営に必要な予算を確保しました。

本町の令和4年度（2022年度）における財政状況は、経常収支比率につきましては、前年度比3.1ポイント増の81.7%と物価高騰により燃料費と光熱水費がかさみ経常経費が増加したことで財政の硬直化が進みましたが、行財政改革の取り組みにより、財政健全化法に基づく実質公債比率については、前年度比0.3ポイント減の9.3%、将来負担比率についても、前年度比8.1ポイント減のマイナス33.4%であります。

「鹿追型ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を踏まえた施策や想定を超える環境の変化と自然災害への備えを進めるなど次世代につなげるための施策を展開し、「第7期鹿追町総合計画」に掲げる将来像の実現に向け、職員一丸となって持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

初めに、総務関係について申し上げます。

役場庁舎の機能強化と町民の方々の利便性向上のため、令和5年度はエレベーターの新設と多目的トイレを1階と3階それぞれに整備いたしました。

今年度は、役場庁舎の冷暖房整備と公共施設にエアコンの整備を行い、町民の方々も快適に公共施設を利用していただけよう対応してまいります。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）につきましては、地域活性化起業人制度によるデジタル人材を活用し、町民の利便性向上と業務の効率化を図るためのシステムの導入について取り組んでまいります。

まちづくり関係について申し上げます。

「第7期鹿追町総合計画」につきましては、計画期間8年間のうち、前期の4年間で終了し、新たに始まる後期計画に基づき、将来像である「愛・夢・笑顔あふれる未来へ」の実現に向け、引き続き推進してまいります。

また、「第3期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、デジタルの力を活用して地方創生を加速化、深化させる視点を取り入れ、「産業を振興し、人材を育成するまち」、「交流・定住・関係人口を増やすまち」、「子どもを産み、育てやすく、子どもが育つまち」、「魅力的で安心なくらしができるまち」の4つを基本目標に据え、施策の推進にあたっては、デジタル技術の活用を検討し、課題の解決や魅力の向上を図っ

てまいります。

鹿追型ゼロカーボンの取り組みにつきましては、国の「脱炭素先行地域づくり事業」、
「重点対策加速化事業」や北海道の「住まいのゼロカーボン化推進事業」を活用し、町民
の皆様と共に脱炭素化を進めてまいります。

国際交流関係につきましては、昨年度再開した、訪問団の受け入れや長期滞在体験事業
などストニイプレイン町との対面での事業を進め、さらなる交流促進を図ってまいります。

地域間交流事業につきましては、ふるさと交流ショップへの出店や相互間の子ども交流
など、引き続き東京都台東区との交流を進めてまいります。

企業との連携につきましては、本町独自のショートステイプログラム「シカソン」を中
心に、町内関係事業者等と連携し関係人口の拡大等を図ってまいります。

陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充につきましては、「防衛力整備計画」等において、部隊
の存在が地域コミュニティの活性化などに大きく貢献していることから、改編等にあたっ
ては地域住民の理解を得られるよう地域特性に配慮することなどが定められており、引き
続き町議会、関係諸団体、町民皆様及び警備地区の御理解と御協力をいただきながら維持
拡充運動を進めてまいります。

情報発信関係につきましては、防災行政無線や広報誌のほか、お知らせアプリ「ミジカ」
やSNS等によりリアルタイムに情報を配信してまいります。

また、主に高齢者を対象としたスマホ教室を定期的で開催し、情報格差対策に努めてま
いります。

町民生活関係について申し上げます。

町税につきましては、町民皆様の深い御理解と納税意識に支えられ、高い収納率を維持
しており、今後もきめ細かな納税相談を継続し、税の理念である公平、公正を図りながら
確実な課税と納税を推進してまいります。

防災・防犯・交通安全につきましては、平成9年（1997年）に整備した防災行政無線放
送設備を、令和6年度（2024年度）、7年度（2025年度）でデジタル化と併せて更新整備
を行います。また、地域住民が自主的に策定する地区防災計画のモデル地区を選定し、計
画を策定するとともに、防災訓練の実施をはじめ防災啓発を行い、地域住民の御協力と関
係団体との連携により、安心して住みよい町づくりを推進してまいります。

生活環境関係につきましては、十勝圏複合事務組合のくりりんセンター新中間処理施設
の建設が令和10年度（2028年度）供用開始に向けて本格化する中、ごみの広域共同処理

を円滑に行い、廃棄物の適正処理と減量化、リサイクルに努めてまいります。

また、キツネのエキノコックス駆除事業を継続し、住民の感染予防と生活環境の向上を推進してまいります。

戸籍年金窓口関係につきましては、法令順守の下、適正な事務処理と親切で丁寧な窓口対応を行います。また、総合案内窓口として利用者目線に立った一層の利便性向上に取り組んでまいります。

瓜幕支所関係について申し上げます。

瓜幕地域の自主的な活動や文化活動を推進するとともに、ウリマックホール、うりまく夢創造館、ライディングパーク、道の駅うりまく及びパークゴルフ場を活用して情報発信とイベントを開催し、自然体験留学センター、うりっ子ルーム、ジオパーク推進課と連携して地域の活性化を図ってまいります。

また、乗用馬の補充を行うほか、瓜幕地区の懸案であります自然体験留学センター改築に向けた取り組みを進めてまいります。

農業関係について申し上げます。

令和5年度（2023年度）の本町農業は、生乳の生産調整や、営農資材の高騰に加え、7月から9月には経験したことがない猛暑により厳しい状況の中にあっても、農業生産額は過去最高の257億7,300万円となりました。

このような結果を出されたのは農業者皆様の御努力と関係機関の御尽力によるものと改めて敬意を表する次第であります。

農政、畜産関係につきましては、持続可能な農業の確立に向けて、国・道及び関係機関と連携を取りながら対応してまいります。

また、町営牧場の作業機械の更新を図り、併せてJAと連携しながらサルモネラ症予防対策等の農業支援を継続し、経営の安定化、競争力強化を推進してまいります。

農業農村整備事業につきましては、道営事業など引き続き実施し、笹川地区国営かんがい排水事業につきましては、令和5年度（2023年度）に着手しており、早期の完了を目指してまいります。

環境保全センター事業につきましては、更新時期を迎えた設備等の入替を進め、安定かつ適正な運営に努めるとともにバイオマスエネルギーの有効活用を推進してまいります。

未整備地区のバイオガスプラント整備につきましては、事業費の確保、ノンファーム型接続等の検討を行い、建設に向けての調査と研究を進めてまいります。また、電力に代わ

る新たなエネルギー利用について、水素燃料のさらなる利活用を推進するとともに、LPGやギ酸生成実証について、積極的に協力して取り組んでまいります。

林政関係につきましては、有害鳥獣対策を鹿追ハンティングクラブと連携し、対策の継続と自己防衛などの観点から、狩猟免許を取得するための支援を継続してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、西十勝森林組合と連携しながら、「みんなの木育広場（仮称）」の整備に支援してまいります。

農業委員会関係について申し上げます。

農業・農業者の公的機関として、優良農地を確保しながら、担い手への集積、集約等を図り、鹿追町農業が持続的に発展するよう農地行政を推進してまいります。

農業経営体数の維持確保、新規就農の担い手対策につきましては、農業協同組合をはじめとする関係機関との協議を継続実施し、本町農業に適合する先進事例の情報収集や制度設計の検討を行ってまいります。

保健福祉関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防接種につきましては、令和6年度（2024年度）以降、インフルエンザと同様の予防接種法のB類疾病に位置づけられることから、法に基づいた定期接種などの準備を進めてまいります。

また、特定健康診査の受診率向上を目指し、検査項目の充実とともに健診結果や健康医療情報の分析を行い、生活習慣病の発生と重症化予防のため、きめ細やかな保健指導に努めてまいります。さらに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施により、後期高齢者が住み慣れた地域で自立した生活や社会参加ができるよう支援してまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道との共通認識の下、効率的な事業により運営の安定化を図ってまいります。

子育て支援につきましては、安心して安定した生活の確立に役立つ公的制度の啓発に努めるとともに、医療・教育機関や地域社会との連携により、子育て環境の充実を図ってまいります。

障がい福祉につきましては、障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、就労継続支援B型事業所などに対する支援を継続するとともに、福祉サービスの充実や地域自立支援協議会の活性化を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、社会福祉協議会など関係機関と連携し、高齢者が安心して生活ができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援を一体的に支援できる仕組みを思

索してまいります。また、認知症に関する普及啓発を継続し、認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指してまいります。

生活困窮者支援につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員などと連携を図りながら、自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

重層的支援体制整備事業につきましては、断らない包括的な支援体制の整備を進めているところですが、介護者（ケアラー）が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、町の現状を把握し今後の支援体制の構築に努めてまいります。

子ども・子育て関係について申し上げます。

第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度（2024年度）で終了することから、新たな国の指針に基づき、子育て世帯の現状やニーズを分析し、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を期間とする、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定委員皆様の御意見を伺いながら策定してまいります。

さらに、こども家庭センターの4月開設に向けた準備を進めておりますが、申請場所の変更や各種事業につきまして、町民皆様へ様々な媒体により周知し、妊産婦、子育て世帯、子どもたちへの多様な支援を行うとともに、新たな事業を進めてまいります。

また、地域に支えられ多くの子どもたちが成長し巣立った上幌内保育所は、令和6年（2024年）3月末をもって閉所となりますが、教育及び保育は引き続き保護者や町民の御意見を大切にしながら、子どもたちにとって最適な教育と保育環境を整え活動の充実に努めてまいります。

商工観光関係について申し上げます。

観光関係につきましては、春の訪れとともに人々の往来が日ごとに増えており、国内旅行者はもとより訪日外国人旅行者も今後、増加することが予想される中で、町内事業所、観光協会等の関係機関と連携し、「アドベンチャーツーリズム」「サイクルツーリズム」など新たな切り口による誘客促進、観光消費の拡大を図ってまいります。

また、観光需要拡大のためには宿泊を含む町内での滞在時間の増加を図ることが必要であり、観光客を含め視察研修、出張、帰省などの滞在期間と時間を延ばすため、関係者と連携した取り組みを進めるとともに、多様化する宿泊者のニーズの把握に努めてまいります。

道の駅しかおいの再整備につきましては、関係団体及び町民代表で組織した検討委員会からの御意見を踏まえつつ、「町民が足繁く訪れる“鹿追らしい”賑わいのある道の駅」

を目指し、再整備に向けての検討を更に進めてまいります。

ふるさと納税関係につきましては、制度の見直しにより運営が厳しくなっておりますが、昨年の10月から中間管理者へ業務を委託し、寄附額増加に努めております。寄附額の増減は、地場産品を返礼品として提供いただいている町内事業者の経営にも影響することから、今後も寄附額増加に向けた対策を講じてまいります。

商工業関係につきましては、コロナ禍での消費減少や物価高騰の影響を大きく受けている町内事業者に対し商工会等の関係機関と連携し、経営の安定化や健全化へ向けた支援事業に取り組んでまいります。

また、町民や観光客などの多様化する決済ニーズへの対応方策を商工会等と検討するとともに、町外へ流出した購買力を町内へ取り戻すための事業の充実や、町内での消費行動への意識づくりに努めてまいります。

魚族資源関係につきましては、チョウザメ魚肉を町内外の飲食店等へ継続的に販売するとともに、今秋には鹿追産キャビアの一般販売が見込めることから安定的な商品生産と、販路拡大、ブランド化に向けて取り組んでまいります。

また、オシロコマ（ミヤベイワナ）は然別湖のみに生息する貴重な魚種で、資源保護に努めるとともに、関係機関と連携し環境保全に取り組んでまいります。

陶芸関係につきましては、展示会等を通じて「鹿追焼」のブランド価値を高める一方、町内での流通を促進し、鹿追焼の日常使用による普及に努めてまいります。

ジオパーク関係について申し上げます。

ジオパーク活動を通じ、「鹿追産オパール産地」や「エゾナキウサギ生息地」など、貴重な自然遺産の保全に継続して取り組んでまいります。

また、豊かな自然と文化を守るとともに積極的に活用し、次世代へ引き継いでいく保全の考え方を中心に関係機関等と連携しながら、気候変動問題をはじめ教育、観光振興、調査研究及び防災教育等を進め、「鹿追型ゼロカーボンシティ」と協調し、ジオパークの理念である持続可能な地域づくりに努めてまいります。

建設関係及び花とみどり関係について申し上げます。

道路関係につきましては、年間を通じ安全で安心して通行していただけるよう適切な維持管理に努め、維持修繕を順次進めるとともに、老朽化した道路パトロール車の更新と昨年度着手しました東町南通り歩道整備工事を特定防衛施設周辺調整交付金を活用し進めてまいります。

また、新たに鹿追9号線・ストニブレイン通りの改良舗装工事、瓜幕2号線歩道新設工事、鹿追市街4路線の路面性状調査を社会資本整備総合交付金で活用し進めるとともに、継続して整備を進めている路線の早期完成を目指し取り組んでまいります。

橋梁関係につきましては、橋梁長寿命化修繕計画を基に、笹川橋橋梁補修工事と、鹿美橋橋梁補修実施設計を進めてまいります。

河川関係につきましては、然別演習場の土砂流出対策を進めるとともに、昨年、緊急しゅんせつ推進事業を活用し着手した池戸川の土砂撤去を継続して進めてまいります。

国道、道道につきましては、未改修区間の解消に向けた工事を積極的に要望してまいります。また、継続して国が実施する瓜幕地区の交差点改良工事、笹川地区の防雪柵設置工事の推進に協力してまいります。

建築関係につきましては、公営住宅等長寿命化計画を基に継続して白樺団地及び新生団地の解体、瓜幕南団地の外部修繕、新たに瓜幕西団地の外部修繕に着手してまいります。

また、新生団地は10棟24戸の全戸解体を進め、北海道が計画する道営住宅建設に向け北海道と連携し事業推進に協力してまいります。

今後も公営・町営住宅の維持修繕に努め、住環境の整備を進めてまいります。

花とみどり関係につきましては、「環境美化宣言」を基に「花とみどりの町づくり」の推進を継続的に進め、関係団体と町民皆様と連携を図り、花と緑を取り入れた彩り豊かな美しい町づくりに努めてまいります。

また、「しかりべつ川公園パークゴルフ場」及び「しかおいGEO P（ジオ）パークゴルフ場」を中心に、町内の各公園が安全で安心して利用でき、誰からも親しまれる公園になるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

水道関係につきましては、令和6年（2024年）4月1日より地方公営企業法の一部を適用し新たな会計制度のもと事業を開始しますが、今までと同様に「安全で安心な水」の供給と適切な維持管理に努めてまいります。また、昨年に掘削した井戸を基に、取水施設整備の実実施設計を進めてまいります。

下水道関係につきましては、水道事業と同様に地方公営企業会計の一部を適用し事業を進めてまいります。

また、鹿追町浄化センターの機器更新事業を継続し、瓜幕浄化センターの機器更新に向けた実施設計を行い、施設更新の事業を進めてまいります。併せて、個別排水処理施設設置事業を継続し、町内全域の生活環境の整備、向上を図ってまいります。

消防関係について申し上げます。

近年、地球規模の気象変化に伴う災害が多発化・激甚化し、全国各地で様々な災害が頻発しており、本年元旦に最大震度7を観測した能登半島地震では、家屋の倒壊、大規模火災、津波など、甚大な被害が発生しました。

このような状況を踏まえ、あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる体制を確立するため、各関係機関との連携を強化し、町民皆様が安心して安全に暮らせるよう、さらなる消防防災、危機管理体制の充実強化、火災予防対策の推進に努めてまいります。

教育関係について申し上げます。

将来の予測が困難な現代において、地域の多様な資源を生かし、「地域社会全体の幸せの向上」と「持続可能な地域づくりを担う人材育成」のため、鹿追町教育大綱に基づき、「まちづくり」と調和しながら生涯にわたって探究し続けるまちづくりを推進してまいります。

学校教育につきましては、探究教育のさらなる推進と国際的な教育プログラム「国際バカロレア」の認定に向け、主体的かつ対話的で深い学びの実現を目指すとともに、地域で国際社会の一員として活躍できる人材の育成を図ります。また、幼小中高一貫教育の頂点として極めて重要な存在である北海道鹿追高等学校の持続的な発展に向け、各種支援を継続してまいります。

社会教育につきましては、町民皆様が「いつでも、どこでも、なんでも」学ぶことができる学習環境づくりの推進と学習成果を生かすことができる仕組みを整え、町民ホール、神田日勝記念美術館、図書館、ピュアモルトクラブハウスなどの生涯学習施設を活用しながら、各種文化団体への支援と次代を担う人材の育成に努めてまいります。

神田日勝記念美術館につきましては、館蔵品の日勝コレクションから厳選し開館30年の歩みを振り返る企画展を開催するなど、日勝の画業を顕彰するとともに、来館者の憩いの場としての環境づくりに努めてまいります。

図書館につきましては、使いやすく、居心地の良い図書館づくりに向け、今後の環境整備の方向性について引続き検討してまいります。また、文化財については、町指定文化財の適正な保護と保全に努めながら、学術的な価値などについて調査研究を進めてまいります。

スポーツ振興につきましては、体育連盟や各スポーツ少年団など各種団体と連携しながら、総合スポーツセンターや健康温水プールなどの拠点施設を活用し、健康維持と体力増

進を図るとともに、町民ひとり1スポーツを推進してまいります。

町立国民健康保険病院関係について申し上げます。

町立病院の医療体制が安定的に確保されることは町民生活の安心を確保する上で最も重要なものであります。

町民の健康と生命を守るため、地域における基幹病院として、通常診療に加え、訪問診療や専門科診療を継続して実施するとともに、疾病予防や治療、リハビリを効果的に結びつけ、患者に寄り添った医療を提供してまいります。

また、今年度は火災被害を最小限に抑えるため、初期消火の効果が高いスプリンクラーを北棟に設置いたします。

以上、令和6年度（2024年度）町政執行方針について私の所信を申し上げさせていただきました。

今年は、「第7期鹿追町総合計画」の後期4年間のスタートの年であります。本計画及び情勢と課題の変化について、全庁的な認識と理解を徹底してまいります。

先を見通すことが難しい時代にあって、脱炭素先行地域の取り組み、教育大綱に基づいた教育の充実、本町基幹産業の農業と観光の振興推進など、今の時代を生きる私たちが未来へ希望の持てるようなまちづくりを進めてまいります。

どうか議員皆様の一層の御支援、御協力を心から願い申し上げます、執行方針の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで町政執行方針を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時05分とします。

休憩 10時55分

再開 11時05分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程6 教育行政執行方針

○議長（上嶋和志）

日程6、教育行政執行方針を行います。

渡辺雅人教育長。

○教育長（渡辺雅人）

令和6年（2024年）第1回定例会の開会に当たり、鹿追町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

人口減少・少子高齢化の進行、ICTやグローバル化の進展などにより、人々の価値観や働き方、生活様式が大きく変化し、従来の知識や経験のみでは将来を見通すことが難しい時代を迎えています。

このような変化の激しい時代にあって、私たちが様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、自らの良さや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と連携協働しながら、持続可能な社会の創り手として成長していくことが大切です。

このために、教育は極めて重要な役割を有しており、社会教育と学校教育を両輪として必要な資質・能力を育む教育行政を推進してまいります。

以下、令和6年度（2024年度）において、重点的に取り組む政策を申し上げます。

第1は、生涯にわたって学び続けるための環境づくりについてであります。

生涯学習の推進。

「人生100年時代」と称される超高齢化社会が到来する中、生涯にわたって学び続ける事の必要性が益々高まっており、誰もが、それぞれのライフステージに応じて学習機会を選択し学ぶことができ、その成果により自己実現や社会貢献などの活躍ができるなど、生きがいを感じられる地域社会の構築と環境整備が望まれています。

このような中、学校教育においては、本町が取り組んでいる幼小中高一貫教育などにより、将来、様々な分野、地域で活躍するために必要な資質・能力を身に付けるとともに、学校卒業後においても生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働きながら、または引退後も多様な活動により、自己又は地域社会の課題解決のための活動につなげていくことが必要となります。

このため、教育大綱並びに第5次生涯学習中期計画に基づき、学校や公民館、図書館、美術館、スポーツセンター等の社会教育施設をはじめとする「学びの場」を拠点として、地域の学びを支えていくとともに、ピュアモルトクラブハウスを拠点として青年団体活動を支援し、次代を担う人材の育成に努めてまいります。

また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進や関係機関、各種団体と連携・協働を進め、地域教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図るとともに、地域人材を有効活用する取り組みを構築し、学習機会の充実を図ってまいります。

スポーツ・芸術文化に親しむ環境づくり。

スポーツや芸術文化を通じた活動や交流は、地域コミュニティの形成や活性化に大きな役割を果たしており、誰もが各々の年代や関心、適正に応じて、日常的にスポーツや芸術文化に親しむことのできる機会や環境を整えていくことが必要です。

このため、スポーツ・芸術文化を支える人材育成と公共スポーツ施設や文化施設の充実・改善、学校部活動の改革や地域との協働、地域移行など、町民ニーズに応じた多様なスポーツ・芸術文化の活動の場の整備に取り組んでまいります。

神田日勝記念美術館については、館蔵品の日勝コレクションから厳選し開館 30 年の歩みを振り返る企画展や、釧路市立美術館と連携し広く道東の芸術を通観する特別企画展の開催など、日勝の画業を顕彰するとともに、来館者の憩いの場としての環境整備を進めてまいります。

図書館については、利用しやすく居心地の良い施設づくりに加え、今後の環境整備の方向性について引き続き検討するとともに、さらなる読書活動の充実を図ってまいります。

文化財については、ジオパーク推進課と連携し、昨年 9 月に鹿追町文化財に指定した「然別火山群オパール産地」の適正な保護と保全に努めるとともに、その学術的な価値などについての調査研究を進めてまいります。

鹿追高等学校の持続的な発展に向けた支援。

中学校卒業生数の減少など高校を取り巻く環境は大きく変化し、また、地方創生における高校への期待は益々大きくなっております。

本町において鹿追高校は、社会に人材を送り出す最終段階の教育の場であり、人材育成の面においてもまちづくりの面においても、その役割は重要であります。

鹿追高校の持続的な発展に向け、地元で愛される高校づくりと各種支援策の継続及び遠方からの生徒の受入態勢の整備・充実を図り、高校の特色化・魅力化を一層推進してまいります。

誰一人取り残さない学びの確保に向けた対策。

様々なニーズを有する子どもたちを誰一人取り残さない多様な学びの機会を確保するため、これからの学校教育の基盤的ツールである ICT の更なる活用に向け、学習端末の計画的な更新など環境整備に取り組んでまいります。

不登校児童生徒への支援については、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた取り組みが行われてきているところです。

各学校においては空き教室を利用し、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができる環境を整備しており、教育支援センター「ひなたぼっこ」を中核に関係機関と連携するなど、児童生徒やその保護者に寄り添った支援が行われております。

不登校は、「特定の子どものみ特有の問題があることによって起こる」といった考えではなく、不登校は「誰にでも起こりうる」こととして対策を講じることが重要であり、「ひなたぼっこ」と学校、そして地域と学校とが連携し、全ての児童生徒が安心して学べる、魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

第2は、今後の社会環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成についてであります。

幼・小・中・高一貫教育の推進。

郷土を愛し、これからの国際社会をたくましく生き抜くために必要な資質・能力を備えた人材を継続的に輩出することが求められております。

義務教育においては、様々な分野、地域で国際社会の一員として活躍できる人材の育成を目指し、鹿追中学校及び瓜幕中学校での「国際バカロレア」の認定に向け、探究教育の充実、とりわけ生徒が主体となった授業改善を図るとともに、世代間、学校間交流などのさらなる推進と一貫教育の頂点である鹿追高校の探究教育についても支援をし、幼児教育から高校までの、主体的・対話的で深い学びを実現する「幼小中高一貫教育モデル」の具現化に取り組んでまいります。

結びに、生涯にわたる個人の成長を目的とする「学び」は、学校教育、家庭教育、社会教育含む、生涯学習社会の実現が不可欠であります。

本町が持つ自然や歴史、文化、産業など、特色ある多様な資源を生かしながら地域社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、本町の教育振興に全力で取り組んでまいります。

町理事者、町議会、町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和6年度（2024年度）の教育行政執行方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで教育行政執行方針を終わります。

日程7 請願第1号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願

○議長（上嶋和志）

日程 7、請願第 1 号、将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願を議題とします。

本件は、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

よって、本件は産業厚生常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 8 発委第 1 号 鹿追町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定
について

○議長（上嶋和志）

日程 8、発委第 1 号、鹿追町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。安藤幹夫議会運営委員長。

○9 番（安藤幹夫）

発委第 1 号、鹿追町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

提案理由を御説明申し上げます。

町に対する議員個人の請負は、地方自治法で規制され行うことはできませんでしたが、地方自治法の一部改正され、令和 5 年（2023 年）3 月 1 日から、各会計年度において支払を受ける請負総額が政令で定める額 300 万円を超えないものは規制の対象外とされました。

しかしながら本町議会では、町に対し請負をする議員が各会計年度に町から支払を受けた金額の総額等を議長に報告し、その内容を議長が公表することにより、議員個人による請負状況の透明性を確保するため、本条例を制定するものであります。

条例は 5 条立てになっております。第 1 条、目的、第 2 条、報告、第 3 条、報告の一覧の作成及び公表、第 4 条、報告等の保存及び閲覧等、第 5 条、委任についてでございます。

附則として、この条例は令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行し、令和 5 年（2023 年）

4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

御審議の上、議決を賜るようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第 3 号 鹿迫高等学校寄宿舎設置条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 9、議案第 3 号、鹿迫高等学校寄宿舎設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 3 号は、鹿迫高等学校寄宿舎設置条例の制定についてであります。

はじめに提案の趣旨を申し上げます。

昨年 9 月の定例議会におきまして議決をいただき、改修を進めておりました鹿迫高校生用のシェアハウスが完成し、供用を開始すること及びこれまで高校生の男子寮として使用している高校寄宿舎について新規条例に合わせて整理し、新たに制定したいとしますものであります。鹿迫高校寄宿舎設置条例は、本文が 11 条、附則が 3 条で構成されており、第 1

条は設置について、第2条は名称及び位置について、第3条は入寮の資格について、第4条は管理運営について、第5条は入寮の許可について、第6条は使用料について、第7条は使用料の減免について、第8条は使用料の還付について、第9条は損害賠償について、第10条は管理運営の委託について、第11条は委任についてそれぞれ規定をしており、次に、附則第1条は施行期日の規定であり、この条例は令和6年（2024年）4月1日から施行するもので、第2条は準備行為について、第3条は鹿追町公共施設条例の一部改正についてであり、青少年会館、鹿追高校寄宿舎に関する条文等を削除するもので、別表は第6条関係の使用料についての規定であります。

以上、鹿追高等学校寄宿舎設置条例の制定についての御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は新規条例のため総務文教常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教常任委員会に付託し会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程10 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上嶋和志）

日程10、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第4号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

住居手当及び通勤手当につきましては、これまでしばらく改正を行っておりませんでした。管内の支給状況等を勘案し、基本的には国公準拠により改正を行いたいとするものであります。

住居手当につきましては、貸し間を含む貸家の場合に支給上限を現在の1万8,000円から2万8,000円に引き上げ、通勤手当につきましては、現在の3区分から9区分とするものであります。なお、職員組合とは十分に協議を行い、理解を得ているものであります。

以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第5号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長（上嶋和志）

日程 11、議案第 5 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 5 号は、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が制定され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準の一部も改正され、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供すること及び電磁的記録等において、媒体の種類を示さないかたちに文言を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 5 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第 6 号 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 13 議案第 7 号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 14 議案第 8 号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 12、議案第 6 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 13、議案第 7 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 14、議案第 8 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 3 件については関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 6 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 7 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第8号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一括して説明をさせていただきます。

改正要旨を申し上げます。

ただいまの3条例につきましては、それぞれ令和5年度（2023年度）末を時限としておりますが、持ち家住宅奨励制度、賃貸住宅建設促進、家賃の一部助成の効果、また継続の要望等々勘案いたしまして、4年間延長し、令和9年度（2027年度）までとしたいとするものであります。

また、議案第6号の鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例につきましては、助成の対象に、中古住宅を購入し、1年以内にリフォームを行う場合を追加し、助成の内容を中古住宅の購入の場合は30万円から50万円に改め、さらにリフォームを行う場合は、50万円を限度に助成することを追加するものであります。

以上、議案第6号から議案第8号まで一括で改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第9号 鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○議長（上嶋和志）

日程 15、議案第9号、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第9号は、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の要旨について御説明いたします。

鹿追町牧場運営審議会設置規則により町営牧場の効果的な運営推進を図るため、2月9日に審議会委員を委嘱し、同日、審議会が開催され、町営牧場使用料について諮問を行いました。

その後、結果、木幡浩喜会長から諮問どおりの内容で答申を受けましたので、放牧期及び舎飼期は33円、人工授精依頼牛は330円、それぞれ増とするものであります。

以上、鹿追町牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申

し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 議案第 10 号 鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 16、議案第 10 号、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 10 号は、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

令和 5 年（2023 年）10 月からインボイス制度が導入され環境保全センター利用者に適用

税率及び消費税額等を書面で提示しておりますが、消費税額と本体価格が円単位となり、端数が生じないように、手数料を改正したいとするものであります。

以上、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第11号 鹿追町企業活性化推進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程17、議案第11号、鹿追町企業活性化推進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第11号は、鹿追町企業活性化推進条例の一部を改正する条例の制定についてであり

ます。

改正の要旨について御説明いたします。

鹿追町企業活性化推進条例は、令和2年度（2020年度）に新規条例として制定し、期限を令和6年（2024年）3月31日までとしておりますが、条例制定以降、新設・移設の適用件数は4件あり、今後におきましても、条例の目的にありますように企業の立地、起業等の推進を図るため、4年間延長し、令和9年度（2027年度）までとしたいとします。

以上、鹿追町企業活性化推進条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程18 議案第12号 鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例
の制定について

○議長（上嶋和志）

日程18、議案第12号、鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 12 号は、鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係条例の整備に関する法律が、令和 5 年（2023 年）5 月に制定され、その中で、水道法の一部が改正され、現在水道整備及び管理行政を行っている厚生労働省から社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省、また、水質基準の策定等に関しましては、環境省へ令和 6 年（2024 年）4 月 1 日からそれぞれ移管されることとなり、関係する条例の一部を改正するものであります。

以上、鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 12 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は、13 時 15 分とします。

休憩 11 時 33 分

再開 13 時 15 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程 19 議案第 13 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 9 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 19、議案第 13 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 13 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 9 号）となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによるいたしまして第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 4,064 万円を減額いたしまして、総額を 81 億 3,130 万 9,000 円とするものであります。

第 2 条は地方債の補正、変更についてであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 40 ページより御説明いたします。

款項目、議会費の報酬から負担金の合計で 345 万 9,000 円の減額。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等から負担金の合計で 2,627 万 2,000 円の減額。寄附金で 100 万円の追加。

文書広報費の負担金で 100 万円の減額。

支所費の需用費、燃料費で 18 万円の追加。

企画振興費の報酬から負担金の合計で 815 万 9,000 円の減額。

交通安全推進費の旅費及び負担金の合計で 4 万 6,000 円の減額。

公害防災費の報酬から負担金の合計で 12 万円の減額。

車両管理費は財源内訳の補正であります。

財政管理費の報酬で 142 万 2,000 円の減額。

ジオパーク事業費の旅費から工事請負費の合計で 25 万 5,000 円の減額。

ゼロカーボン推進費の委託料及び工事請負費の合計で 118 万 8,000 円の減額。

徴税費、賦課徴収費の負担金で 124 万 7,000 円の追加。

項目、戸籍住民登録費の負担金で 323 万 2,000 円の追加。

選挙費、選挙管理委員会費の報酬から需用費の合計で 22 万 2,000 円の減額。

知事・道議選挙費の報酬から事業費の合計で 45 万 7,000 円の減額。

町長・町議選挙費の報酬から負担金の合計で 1,318 万 8,000 円の減額。

項目、監査委員費の報酬及び旅費の合計で 23 万 2,000 円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の扶助費で 21 万 2,000 円の減額。繰出金で国保会計へ 800 万円の追加。

北海道医療給付事業費は、財源内訳の補正であります。

老人福祉費の委託料で 260 万 9,000 円の減額。

老人福祉施設費の需用費、修繕料で 30 万 8,000 円の減額。

在宅福祉費の繰出金で、介護会計 265 万 9,000 円の追加。

児童福祉費、児童福祉施設費の報酬から委託料の合計で 58 万円の減額。

児童措置費の旅費及び扶助費の合計で 49 万 7,000 円の減額。

こども園費の職員手当等で 100 万円の減額。償還金で 36 万 6,000 円の追加。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で合計 2,005 万 7,000 円の減額。

予防費の報酬から使用料の合計で 688 万 1,000 円の減額。

保健指導費の報酬から、扶助費の合計で 333 万 3,000 円の減額。

トリムセンター費の需用費、修繕料で 22 万円の追加。

環境衛生費の旅費及び需用費の合計で 74 万 4,000 円の減額。

へき地保健対策費の需用費、燃料費で 5 万円の追加。

清掃費、清掃総務費の旅費で 1 万 6,000 円の減額。需用費合計で 27 万 5,000 円、委託料で 94 万 8,000 円、負担金で 49 万 7,000 円のそれぞれ追加。

農林費、農業費、農業委員会費の報酬及び報償費の合計で 17 万 8,000 円の減額。

農業振興費の負担金で 546 万 5,000 円の減額。

農業開発研究費の需用費、燃料費で 58 万円の追加。役務費で 2 万 7,000 円の減額。

畜産業費の報酬から旅費及び備品購入費の合計で134万1,000円の減額。委託料で281万8,000円の追加。

環境保全センター費の委託料及び備品購入費の合計で2,784万5,000円の減額。負担金で28万円の追加。

農業用水事業費の職員手当等で2万6,000円、共済費で4万9,000円のそれぞれ追加。需用費から工事請負費の合計で489万3,000円の減額。繰出金で簡水・下水道会計合計で2,584万3,000円の追加。

土地改良事業費の需用費及び使用料の合計で5万5,000円の減額。負担金で合計1,027万5,000円の追加。

産業後継者対策費の職員手当等で12万3,000円の減額。

林業費、林業振興費の報償費で33万2,000円の追加。委託料から負担金の合計で12万2,000円の減額。

款項、商工費、商工業振興費の報酬から負担金の合計で295万6,000円の減額。

観光費の報酬から負担金の合計で346万6,000円の減額。

魚族資源保護対策費の役務費から負担金の合計で22万5,000円の減額。

労働諸費の負担金で55万円の減額。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の職員手当等で20万円の減額。需用費合計で220万円、委託料で2,400万円、使用料で130万円のそれぞれ追加。工事請負費及び備品購入費の合計で16万1,000円の減額。

項目、河川費の役務費及び使用料の合計で163万8,000円の減額。

住宅費、住宅管理費の需用費で12万1,000円の減額。

住宅建設費の委託料及び工事請負費の合計で50万円の減額。

款項、消防費、非常備消防費の報酬から負担金の合計で64万4,000円の減額。

教育費、教育総務費、事務局費の使用料及び負担金の合計で23万9,000円の減額。

教育振興費の報償費から委託料及び負担金から貸付金の合計で1,799万5,000円の減額。備品購入費で5万円の追加。

共同調理場費の報酬及び職員手当等の合計で132万7,000円の減額。需用費、修繕料で28万円の追加。

車両管理費の需用費、燃料費で3万円の追加。

小学校費、学校管理費の需用費から扶助費の合計で332万4,000円の減額。

中学校費、学校管理費の職員手当等から扶助費の合計で170万3,000円の減額。

社会教育費、社会教育総務費の報酬から負担金の合計で59万円の減額。

社会教育施設費の需用費合計で157万円の追加。

図書館費の報酬及び職員手当の合計で221万円の減額。

神田日勝記念美術館費の報酬から旅費及び委託料の合計で13万8,000円の減額。需用費、修繕料で9万9,000円の追加。

青少年活動推進費の役務費で1万2,000円の追加。

保健体育費、体育振興費の報酬及び職員手当の合計で228万4,000円の減額。

款項、公債費、元金の償還金で28万4,000円の追加。

利子の償還金で191万5,000円の減額。

諸支出金、項目、基金費の積立金で合計4,015万円の追加。

款項目、予備費の予備費で500万円の追加であります。

次に歳入28ページから御説明いたします。

地方譲与税、項目、森林環境譲与税の森林環境譲与税で62万2,000円の追加。

分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で246万3,000円の追加。

使用料及び手数料、使用料、民生使用料の児童福祉費使用料で26万1,000円の追加。

農林使用料の農業使用料で合計493万1,000円の追加。

商工使用料の商工使用料で合計170万3,000円の追加。

教育使用料の教育総務使用料で226万3,000円の減額。社会教育使用料で3万5,000円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で合計14万5,000円の追加。児童福祉費負担金で29万9,000円の減額。

衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金で544万6,000円の減額。

国庫補助金、民生費国庫補助金の総務管理費補助金で合計413万円の減額。戸籍住民登録費補助金で323万3,000円の追加。

民生費国庫補助金の児童福祉費補助金で188万4,000円の追加。

衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で合計93万5,000円の減額。

土木費国庫補助金の住宅費補助金で28万9,000円の減額。

教育費国庫補助金の教育総務費補助金で44万5,000円、小学校費補助金で合計406万6,000円、中学校費補助金で合計30万2,000円のそれぞれ減額。

委託金、教育費委託金の教育総務費委託金で31万6,000円の減額。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で合計7万2,000円の追加。

児童福祉費負担金で6万2,000円の減額。

道補助金、民生費道補助金の社会福祉費補助金で合計101万2,000円の減額。

農林費、道補助金の農業費補助金で合計54万9,000円の減額。

教育費道補助金の小学校費補助金で2万2,000円の減額、中学校費補助金で3,000円の追加。

委託金、総務費委託金の総務管理費委託金で11万円の減額。

農林費委託金の農業費委託金で2万7,000円の減額。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入の土地建物貸付収入で217万2,000円の減額。

利子及び配当金の利子及び配当金で合計25万9,000円の減額。

財産売払収入、不動産売払収入の立木売払収入で646万4,000円の減額。

物品売払収入の物品売払収入で51万7,000円の追加。水産物売払収入で36万4,000円の減額。

款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で、企業版ふるさと納税といたしまして、帯広市の株式会社安井測量設計事務所様、陽気堂クリエート工業株式会社様からそれぞれ10万円。大昭電気工業株式会社様から100万円。東京都の株式会社T&Dホールディングス様から100万円。札幌市の株式会社セコマ様から30万円。ホクレン農業協同組合連合会帯広支所様から100万円の合計350万円の追加。

総務費寄附金の総務管理費寄附金で、まちづくりのため町内の未来クリエイト様から5万円。同じく町内の菊池輝夫様から30万円の合計35万円の追加。

民生費寄附金の社会福祉費寄附金で福祉のために町内の株式会社北川農林様から100万円の追加であります。

繰入金、基金繰入金、減債基金繰入金の減債基金繰入金で5,000万円の減額。

町づくり基金繰入金の町づくり基金繰入金で864万1,000円の減額。

農業振興基金繰入金の農業振興基金繰入金で3万3,000円の減額。

環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で192万5,000円の減額。

林業振興基金繰入金の林業振興基金繰入金で2万2,000円の追加。

鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金の鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金で34万1,000円の追加。

鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で150万円の減額。

修学基金繰入金の修学基金繰入金で769万9,000円の減額。

特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金で9,000円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で5,789万5,000円の追加。

諸収入、項目、貸付金元利収入の貸付金元利収入で561万円の追加。

項目、雑入の雑入で合計390万6,000円の減額。

款項、町債、総務債の総務管理債で合計2,310万円の減額。

民生債の児童福祉債で250万円の減額。

衛生債の保健衛生債で500万円の減額。

商工債の商工債で20万円の減額。

土木債の河川債で200万円の減額。

教育債の小学校債で40万円の減額。教育総務債で1,150万円の追加。

消防債の消防債で30万円の減額であります。

次に25ページの第2表地方債の補正、変更について御説明いたします。

起債の目的は過疎対策事業で、限度額から960万円を減額いたしまして、補正後の限度額を2億310万円に、緊急防災・減災事業は限度額から1,020万円を減額いたしまして、補正後の限度額を1億1,580万円に、脱炭素化推進事業は限度額から20万円を減額しまして、補正後の限度額を400万円に、緊急しゅんせつ推進事業は限度額から200万円を減額いたしまして、補正後の限度額を1,300万円とし、限度額以外の変更はありません。

以上、一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 13 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 20 議案第 14 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険特別会計
補正予算（第 4 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 20、議案第 14 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
（第 4 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 14 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 4
号）となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定め
るところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞ
れ 119 万 6,000 円を追加しまして、総額を 7 億 6,343 万 5,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出 70 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の負担金で 22 万円の追加。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分、後期高齢者支
援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金分、項目、介護納付金はそれぞれ財源内訳の補
正であります。

款項目、保健事業費の委託料で 100 万 7,000 円の追加です。

諸支出金、繰出金、直営診療施設勘定繰出金の繰出金で 3 万 1,000 円の減額であります。

次に歳入 68 ページから御説明いたします。

款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で 1,288
万 2,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分で 406 万 2,000 円、介護納付金分現年課税分

で 172 万円のそれぞれ減額。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で合計 813 万 9,000 円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で 800 万円の追加。

基金繰入金、国民健康保険事業基金繰入金の国民健康保険事業繰入金で 1,999 万 9,000 円の追加であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 14 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 21 議案第 15 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険病院事業
会計補正予算（第 4 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 21、議案第 15 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 15 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）となるものです。

第 1 条、令和 5 年度（2023 年度）国民健康保険病院事業会計補正案は、次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補正であり、（3）年間患者数、1、入院 9,125 人に 3,030 人増といたしまして 1 万 2,155 人に、2、外来 1 万 7,080 人から 1,218 人減といたしまして 1 万 5,862 人に、（4）一日平均患者数、1、入院 25 人に 8 人増として 33 人に、外来 70 人から 5 人減として 65 人に、（5）建設改良事業、1、有形固定資産購入費 215 万 2,000 円から 18 万 3,000 円減額し 196 万 9,000 円に、2、施設整備費 1,100 万円から 247 万 5,000 円減額し 852 万 5,000 円にそれぞれ改めるものであります。

第 3 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第 1 款、病院事業収益、第 1 項、医業収益に 650 万 3,000 円を追加。第 2 項、医業外収益から 1,012 万 6,000 円を減額し、補正後の額を 6 億 2,108 万 9,000 円に改めるものであります。

支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用に 1,051 万 2,000 円を追加し、第 2 項、医業外費用から 100 万円を減額、第 3 項、特別損失から 2 万 9,000 円を減額し、補正後の額を 6 億 3,419 万 5,000 円に改めるものであります。

なお、支出に対しまして不足する収入額 1,310 万 6,000 円につきましては、議案に起債はしておりませんが、地方公営企業法第 32 条の 2 及び鹿追町国民健康保険病院事業の余剰金の処分等に関する条例第 4 条の欠損の処理の規定により、未処分利益積立金をもって補填することとしております。

第 4 条は、予算第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、括弧書き中の資本的収入が、資本的支出に対して不足する額 3,395 万 9,000 円から 265 万 8,000 円を減額し、3,130 万 1,000 円に改め、支出の第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費から 265 万 8,000 円を減額し、補正後の額を 3,130 万 1,000 円に改めるものであります。

第 5 条は、予算第 6 条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、（1）職員給与費 3 億 9,865 万 8,000 円から 752 万 4,000 円を減額し、3 億 9,113 万 4,000 円に、（2）交際費 22 万円から 10 万円を減額し、12 万円にそれぞれ改めるものであります。

第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、2億6,935万2,000円から2,003万1,000円を減額し、2億4,932万1,000円に改めるものであります。

第7条は、予算第8条に定めます卸資産購入限度額の補正であり3,665万8,000円に885万円を追加し、4,550万8,000円に改めるものであります。

次に補正予算の内容につきましては、補正予算説明書により御説明いたします。

はじめに、収益的収入及び支出の収入につきましては、病院事業収益、医業収益、入院収益で2,477万7,000円の追加。

外来収益で1,575万5,000円の減額。

その他医業収益で合計251万9,000円の減額。

医業外収益、他会計補助金で合計2,003万1,000円、患者外給食収益で3万8,000円、その他医業外収益で120万5,000円のそれぞれ減額。

補助金で1,114万8,000円の追加であります。

支出につきましては、病院事業費用、医業費用、給与費で合計752万4,000円の減額。

材料費で885万円、経費で合計757万8,000円、減価償却費で106万8,000円、資産減耗費で合計94万4,000円のそれぞれ追加。

研究研修費で合計40万4,000円の減額。

医業外費用、消費税及び地方消費税で100万円、特別損失の特別損失で2万9,000円のそれぞれ減額であります。

次に、資本的収入及び支出の支出につきましては、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で18万3,000円、施設整備費で247万5,000円のそれぞれ減額であります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 15 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 22 議案第 16 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町簡易水道特別会計補正
予算（第 4 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 22、議案第 16 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 16 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 684 万 3,000 円を減額しまして、総額を 2 億 2,452 万 3,000 円とするものであります。

第 2 条は地方債の補正、変更についてであります。

補正予算の内容につきましては、歳出 85 ページより御説明いたします。

なお、簡易水道特別会計及び下水道特別会計につきましては、新年度から公営企業法の一部財務適用になるため、令和 5 年度（2023 年度）をもって打ち切り決算とする内容になっておりますので、よろしく願いをいたします。

事業費、水道総務費、一般管理費の需用費から公課費まで合計 391 万 4,000 円の減額。

水道施設費、施設管理費の需用費から公課費まで合計 457 万 1,000 円の減額。

款項目、予備費の予備費で 164 万 2,000 円の追加であります。

次に歳入 83 ページから御説明いたします。

使用料及び手数料、使用料、水道使用料の水道使用料で1,175万4,000円の減額。

国庫支出金、国庫補助金、簡易水道事業費国庫補助金の簡易水道事業費国庫補助金で合計912万7,000円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で1,545万4,000円の追加。

諸収入、受託事業収入、受託事務収入の受託事務収入で合計61万6,000円の減額。

款項、町債、簡易水道事業債の簡易水道事業債で合計80万円の減額であります。

次に80ページの第2表地方債の補正追加について御説明いたします。

起債の目的は、簡易水道事業で限度額から80万円を減額して、補正後の限度額を1,950万円とし、限度額以外の変更はありません。

以上、簡易水道特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。これから質疑を行います。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程23 議案第17号 令和5年度（2023年度）鹿追町下水道特別会計補正予算（第4号）について

○議長（上嶋和志）

日程 23、議案第 17 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 17 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。令和 5 年度（2023 年度）下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 4,121 万 3,000 円を減額しまして、総額を 3 億 7,749 万 4,000 円とするものであります。

第 2 条は地方債の補正、変更についてであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 95 ページより御説明いたします。

管理費、項目、一般管理費の委託料及び公課費の合計で 161 万 6,000 円の減額。

施設管理費、公共下水道施設管理費の需用費から委託料の合計で 53 万 1,000 円の減額。

農業集落排水施設管理費の工事請負費で 59 万 3,000 円の減額。

款項、事業費、農業集落排水事業費の委託料及び工事請負費の合計で 2,453 万 2,000 円の減額。

個別排水処理施設整備事業費の役務費から工事請負費の合計で 1,394 万 1,000 円の減額。

公債費、公共下水道事業公債費、元金及び利子は財源内訳の補正であります。

次に歳入 93 ページから御説明いたします。

使用料及び手数料、使用料、下水道使用料の下水道使用料で合計 969 万 1,000 円の減額。

道支出金、道補助金、農業集落排水事業費補助金の農業集落排水事業費補助金で 1,380 万 6,000 円の減額。

下水道事業費補助金の公共下水道事業費補助金で 305 万 5,000 円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 1,038 万 9,000 円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 75 万円の減額。

款項、町債、下水道事業債の農業集落排水施設事業債で 1,160 万円、個別排水処理施設整備事業債で 1,220 万円、地方公営企業法適用化事業債で 50 万円のそれぞれ減額であります。

次に 90 ページの第 2 表の地方債の補正、変更について御説明いたします。

起債の目的は、農業集落排水施設事業で限度額から 1,160 万円を減額し、補正後の限度額を 5,050 万円に。個別排水処理施設整備事業は、限度額から 1,220 万円を減額し、補正後の限度額を 1,030 万円に。地方公営企業法適用化事業は限度額から 50 万円を減額し、補正後の限度額を 1,060 万円とし、限度額以外の変更はございません。

以上、下水道特別会計補正予算第 4 号について御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 24 議案第 18 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町介護保険特別会計補正
予算（第 4 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 24、議案第 18 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 18 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 2,598 万 3,000 円を追加しまして、総額を 5 億 5,261 万 2,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 105 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で 3 万 6,000 円の減額、負担金で 80 万円の追加。

項目、計画策定費の旅費で 1 万 8,000 円の減額。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金で 44 万 7,000 円の追加。

居宅介護サービス計画給付費の負担金で、55 万 9,000 円の追加。

施設介護サービス給付費の負担金で 1,035 万円の追加。

住宅改修費の負担金で 30 万 5,000 円の追加。

審査支払手数料の役務費で 1 万 1,000 円の追加。

高額介護合算療養費の負担金で 40 万円の減額。

地域密着型サービス給付費の負担金で 292 万 4,000 円の追加。

項目、高額介護サービス等費の負担金で 13 万 2,000 円の追加。

項目、特定入所者介護サービス等費の負担金で 93 万 3,000 円の追加。

地域支援事業費、項目、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、任意事業費は財源内訳の補正であります。

認知症総合支援事業費の旅費で 3 万 3,000 円の減額。

款項、基金積立金、介護給付費準備基金積立金の積立金で 1,000 万円の追加。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金の繰出金で 9,000 円の追加であります。

次に歳入 102 ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 115 万 7,000 円の減額。滞納繰越分で 6 万 9,000 円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で 76 万 3,000 円の追加。

国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で 565 万 2,000 円の追加。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で 1,000 円の減額。

保険者機能強化推進交付金の保険者機能強化推進交付金で6万7,000円の追加。

介護保険保険者努力支援交付金の介護保険保険者努力支援交付金で7万7,000円の減額。

介護保険事業費補助金の介護保険事業費補助金で40万円の追加。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で133万2,000円の追加。

款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で412万1,000円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で190万5,000円の追加。

地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援以外)の現年度分で9万7,000円の追加。

その他一般会計繰入金の事務費繰入金で34万6,000円の追加。

低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で30万7,000円、過年度分で4,000円のそれぞれ追加。

款項目、繰越金、前年度繰越金で1,252万8,000円の追加。

諸収入、雑入、返納金の返納金で1万4,000円の追加。

雑入の雑入で38万7,000円の減額であります。

以上、介護保険特別会計補正予算第4号について御説明を申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(上嶋和志)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長(上嶋和志)

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 25 議案第 19 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 25、議案第 19 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 19 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 162 万 2,000 円を減額しまして、総額を 1 億 10 万円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出 114 ページより御説明いたします。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で、162 万 2,000 円の減額であります。

次に歳入前ページから御説明いたします。

款項、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料の現年度分で 292 万 4,000 円の減額。

普通徴収保険料の現年度分で 124 万 1,000 円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 6 万 1,000 円の追加であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 19 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 26 議案第 20 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町一般会計予算について

日程 27 議案第 21 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険特別会計
予算について

日程 28 議案第 22 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険病院事業
会計予算について

日程 29 議案第 23 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町簡易水道事業会計予算
について

日程 30 議案第 24 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計予算に
ついて

日程 31 議案第 25 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町介護保険特別会計予算
について

日程 32 議案第 26 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会
計予算について

○議長（上嶋和志）

日程 26、議案第 20 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町一般会計予算について。

日程 27、議案第 21 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険特別会計予算につ
いて。

日程 28、議案第 22 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計予算
について。

日程 29、議案第 23 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町簡易水道事業会計予算について。

日程 30、議案第 24 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計予算について。

日程 31、議案第 25 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町介護保険特別会計予算について。

日程 32、議案第 26 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について。

以上 7 件については関連がありますので、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 20 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町一般会計予算及び議案第 21 号、令和 6 年度（2024 年度）国民健康保険特別会計予算から第 26 号、令和 6 年度（2024 年度）後期高齢者医療特別会計予算までの 6 特別会計、計 7 件につきまして、一括で御説明を申し上げます。

予算書の表紙を開いていただきまして、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町各会計予算書別集計表により、その規模等を申し上げまして、説明とさせていただきます。

当初予算額の比較であります。令和 6 年度（2024 年度）一般会計当初予算は 75 億 9,000 万円となっており、前年対比 7 億 800 万円、10.3%の増であります。前年度当初予算は骨格予算であり、6 月補正後の政策予算を含めた予算額と比較しますと、1 億 2,029 万 1,000 円、1.6%の増であります。

その主な要因につきましては、令和 5 年度（2023 年度）に実施しました鹿追小学校体育館特定天井他改修や庁舎エレベーター整備、水槽付消防ポンプ車整備が完了いたしました。が、物価高騰による経常経費の増や、カーボンニュートラル関連事業、鹿追高等学校支援事業、庁舎冷暖房設備、公共施設エアコン整備、防災行政無線放送施設整備、道営住宅建設に伴い公営住宅等解体事業などに取り組むため、予算額が増加となっているところであります。

以下 6 特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、当初予算額は 7 億 6,479 万円であり、前年対比 225 万 7,000 円、0.3%の減であります。

その主な要因につきましては、保険給付費及び保険事業費が減となり、保険事業費納付金及び諸支出金が増となるものであります。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収入、資本的収支合わせて当初予算額は 6 億 7,359 万 5,000 円であり、前年対比 2,766 万 9,000 円、4.3%の増であります。

その主な要因につきましては、収益的収支で材料費及び経費、資本的収支で有形固定資

産購入費がそれぞれ増となるものであります。

簡易水道事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支を合わせ、当初予算額は2億6,465万9,000円であり、新年度から公営企業法の財務適用となるため、皆増となるものであります。主な事業につきましては、新設水道調査設計及び未普及地区水道新設事業であります。

下水道事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支を合わせまして当初予算額は、5億9,559万1,000円であり、簡易水道と同様に公営企業法の財務適用となるため、皆増となるものであります。主な事業につきましては、鹿追地区及び瓜幕地区浄化センター機器更新事業であります。

介護保険特別会計につきましては、当初予算額は5億4,251万9,000円であり、前年対比2,560万1,000円、5%の増であります。その主な要因につきましては保険給付費の増によるものであります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算額は1億1,144万8,000円であり、前年対比887万5,000円、8.7%の増であります。

その主な要因につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が増となることによるものであります。

全会計では当初予算額105億4,260万2,000円であり、前年対比10億2,716万7,000円、10.8%の増となるものであります。

以上、議案第20号、鹿追町一般会計予算及び第21号から26号まで、6特別会計につきまして、一括で御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。本案については、議長除く10人の委員で構成する令和6年度（2024年度）鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。本案については、令和6年度（2024年度）鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は、14時25分とします。

○議会事務局長（坂井克巳）

議員の皆様にお知らせいたします。これより直ちに特別委員会を開催いたしますので、委員会室にお集まりください。

休憩 14時10分

再開 14時25分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

令和6年度（2024年度）鹿追町各会計予算審査特別委員会の結果について報告いたします。

委員長、副委員長の互選が行われ、委員長に清水浩徳委員、副委員長に山口優子委員が互選されました。

日程は3月18日、19日、22日に行われることに決定いたしましたので、併せて報告いたします。

日程33 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（上嶋和志）

日程33、議案第27号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第33号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

提案理由を申し上げます。町営牧場の管理は、鹿追町町営牧場管理条例第13条の指定管理者による管理第1項及び鹿追町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の公募によらない指定管理者の候補者の選定等の第1項第1号、当該施設の性格、規模及び機能により、公募することが適さないと認められるときの規定に基づきまして、公募によらず選定いたしました指定管理者の候補者の指定につきまして、御提案を申し上げます。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるといたしまして、公の施設の名称は、鹿追町営牧場で、所在地は鹿追町上幌内30番地4他であります。

指定管理者となる団体の名称は、鹿追町農業協同組合。所在地は、鹿追町新町4丁目51番地で、代表者は代表理事組合長、木幡浩喜氏であります。指定の期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの3か年であります。

以上、町営牧場に係ります公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程34 議案第28号 第7期鹿追町総合計画「基本構想」の見直しについて

○議長（上嶋和志）

日程34、議案第28号、第7期鹿追町総合計画「基本構想」の見直しについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第28号は、第7期鹿追町総合計画「基本構想」の見直しについてであります。

見直しの要旨について御説明いたします。

鹿追町まちづくり基本条例第31条に基づきまして、第7期鹿追町総合計画は、計画の期間を令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）の8年間として、前期、後期をそれぞれ4年間、また前期終了に伴って、後期計画を見直すこととしており、令和5年（2023年）7月31日に総合計画審議会に諮問を行い、検討、審議を経まして、去る2月9日に答申をいただきました。さらに当該答申の精査を終えましたので、鹿追町議会基本条例第9条第2項第1号の規定により議会の議決を求めるといたしまして、御提案を申し上げますのであります。

後期計画につきまして、基本構想は計画書の27ページまでであり、2ページの第1章から5ページの第2章は、各計画策定から4年間が経過しておりますことから、現状に合わせた文言に整理し、20ページの第3章、めざす鹿追町の姿については、2、将来の指標、3、めざす方向の柱となる（1）子育てを支え合い、他世代がつながり、心がふれあう福祉をめざして、（3）「ひと・もの・こと」がつながり、豊かで魅力的な産業をめざして、（4）地域がつながり、環境を守り、安心して暮らせるまちづくりをめざして、（5）共に考え、共に創るまちをめざしてについては、同じく文言の整理を行いまして、（2）となりますお互いの価値観を認め合い、確かな自分作りを育む教育をめざしてにつきましては、鹿追町教育大綱策定に伴いまして、持続可能な社会の創り手の育成とウェルビーイングの向上をめざしてに見直すものであります。

以上、第7期鹿追町総合計画の基本構成の見直しの要旨について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 35 議案第 29 号 鹿追町道路線の廃止について

日程 36 議案第 30 号 鹿追町道路線の認定について

日程 37 議案第 31 号 鹿追町道路線の認定について

○議長（上嶋和志）

日程 35、議案第 29 号、鹿追町道路線の廃止について。

日程 36、議案第 30 号、鹿追町道路線の認定について。

日程 37、議案第 31 号、鹿追町道路線の認定について。

以上 3 件については関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、事件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 29 号は、鹿追町道路線の廃止について、議案第 30 号、議案第 31 号、鹿追町道路線の認定について関連がありますので、一括で御説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。下鹿追美蔓線にかかるクテクウシ橋の解体撤去に伴いまして当該路線が分断されるため、一旦、当該路線を全て廃止し、改めて路線の一部を認定するものであります。

まず議案第 29 号、鹿追町道路線の廃止について御説明いたします。

次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるといたしまして、整理番号 3119 の路線名、下鹿追美蔓線で、起点を鹿追南 1 線 8 番地 34 地先、終点を美蔓西 19 線 23 番地 22 地先とする総延長 678.9m について、路線

全体を廃止したいとするものであります。

次に議案第 30 号、鹿追町道路線の認定についてであります。

次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるといたしまして、新たに整理番号 3119 といたします路線名、下鹿追美蔓線で起点を鹿追南 1 線 8 番地 11 地先、終点を鹿追南 1 線 8 番地 27 地先とする総延長 205.4m を町道として認定したいとするものであります。

次に議案第 31 号、鹿追町道路線の認定についてであります。

次のとおり、鹿追町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、整理番号 3128 といたします路線名、下鹿追美蔓南線で起点を美蔓西 19 線 24 番地 1 地先、終点を美蔓西 19 線 22 番地 35 地先とする総延長 316.6m を町道として認定したいとするものです。

なお、重要な経過通路につきましては、記載のとおりであります。

以上、議案第 29 号から議案第 31 号まで一括で御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 29 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 30 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 31 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 38 同意第 1 号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（上嶋和志）

日程 38、同意第 1 号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第 1 号は、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、現固定資産評価審査委員会委員の上村政浩氏の任期が、令和 6 年（2024 年）3 月 29 日で満了になることによるものでございます。

選任を求める委員につきましては、今、履歴書お配りしたとおり、現委員の上村政浩氏に引き続き、この任に当たってほしいということでございます。

上村政浩氏の履歴については今お配りしたとおりでありまして、固定資産評価審査委員会の委員、平成24年から4期12年お勤めをいただいております。引き続き固定資産評価審査委員会の委員として適任と考えるところでございますので、よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、一括して採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会をします。

閉会 14時36分